

遺言執行者の指定とその必要性

遺言執行者の権限明確化
(令和元年7月民法改正)

1. 遺言執行者に関する民法改正の内容

平成30年7月の民法改正により、遺言執行者の権限等が見直され、法的に明確な権限により相続手続を進めることができるようになりました。

このことにより、遺言執行者の重要性と必要性がますます高まることとなりました。

民法改正の主な6つの内容は以下のとおりです。

(1) 遺言執行者の立場や権限の明確化 (1012条1項)

改正前は、遺言執行者は相続人の代理人とみなすと規定されていた。

改正では相続人の代理人とみなすという文言はなくなり、遺言執行者に遺言の内容を実現するための遺言の執行に必要な権利義務を持たせ、また遺言執行者が遺言執行者であると明言してした行為は相続人に対して直接効力が発生すると明記され、遺言執行者に強い権限が認められるようになりました。

(2) 遺言執行者の任務開始の通知義務（1007条2項）

改正前は、遺言執行者は任務を開始してもそのことを相続人に通知する法的義務はありませんでした。

しかし、改正により遺言の執行を開始したときは、遅滞なく遺言の内容を相続人に通知することが法律上で義務付けられました。

このことにより改正前は、相続人が知らないうちに遺言が執行されることによりトラブルになっていたケースがありましたが、今後相続人は早い段階で知ることができるのでそのようなトラブルは減るでしょう。

- ① 全ての相続人に対して通知する内容
 - ・ 遺言執行者に就任した旨の通知
 - ・ 遺言証書
 - ・ 財産目録等

(3) 遺言執行者による相続登記の申請（1014条2項）

民法改正前の登記実務では、不動産について特定財産承継遺言がされた場合、遺言執行者は登記申請をすべき権利も義務も有さないとされていました。

しかし、改正法のもとでは、遺言で別段の意思表示がない限り、遺言執行者は対抗要件を備える登記申請ができることとなりました。

特定財産承継遺言は例えば「A土地を子供甲に相続させる」など特定の財産を1人又は複数に相続させる旨の遺言のことを指します。

このような内容の遺言が残されている場合には、遺言執行者は子供甲に代わってA土地の相続登記を申請することができます。また不動産の相続登記以外にも車の登録や動産の引き渡しなども行うことができます。

(4) 遺言執行者の預金解約や払い戻し（1014条3項）

遺言執行者は、特定財産承継遺言に記載されている財産が預貯金の場合には、解約や払戻しが法律上当然にできるようになりました。

しかし、預貯金の解約については「その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合」に限るとされており、例えば5000万円の預金のうち3000万円を子供乙に相続させるという遺言の場合には、預貯金債権の全部ではないため3000万円の払戻しの手続きはすることはできますが、預貯金全体の解約をすることはできません。

(5) 特定遺贈がされた場合の権限（民法1012条2項）

特定遺贈がなされた場合、遺言執行者があるときは、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができるものとされました。

(6) 遺言執行者の復任権 (1016条1項)

改正前の民法においては、遺言執行者は、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせること（復任）はできないものとされていました。

しかし、相続財産の内容によっては、遺言の執行に際して専門的な知識が必要とされる場合も多いことから、改正法においては、遺言執行者は、**遺言者が遺言で反対の意思を表示していた場合を除き、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができるものとされました。**

2. 遺言執行者がいない場合の相続手続について

(1) 遺言執行者は必ず選ばなければならないのか

遺言執行者が指定されていなくても、遺言書の効力に影響はありません。

遺言書の作成時に遺言執行者を必ず指定する必要はありません。

ただし、遺言書に次に挙げる遺言事項がある場合には、その遺言書で遺言執行者を指定するか、相続開始後、家庭裁判所に遺言執行者を選任してもらわなければいけません。

- ① 相続人廃除・廃除の取消し
- ② 認知
- ③ 一般財団法人の設立

(2) 遺言執行者を定めていない場合の相続手続

① 銀行口座の解約処理

金融機関によっては遺言執行者がいない場合、公正証書遺言があっても、他の相続人全員の実印を求められることがあります。そうすると他の相続人の協力なしでは解約手続が進みません。

遺言執行者とは遺言の手続きをする一切の権限を持つ者で、遺言書を作る際に、ご自身で信頼できる誰かに頼む必要があります。未成年者や破産者でなければ誰でも遺言執行者になります。

以下のような場合について留意し、遺言執行者を選ぶときは注意が必要です。

② 相続人の相続登記手続

2019年の相続法改正により、特定財産承継遺言がある場合も、遺言執行者が単独で相続登記を申請できるようになりました。

また、従来通り遺言書の内容が「相続させる」という場合は、その財産を取得する相続人が単独で不動産登記をすることが出来ます。

③ 遺贈の登記手続

遺言書において遺言執行者が指定されていれば、相続人の協力なしでも登記等の相続手続を進めることが出来ますが、遺言執行者が指定されていない場合は、複数の相続人がいる場合、相続人全員の協力なくして手続を進めることができません。

遺言書で特定の相続人が財産を受け取ることに對して良く思わない相続人もいるはずですから、そういった相続人から

実印を押してもらうのは容易ではないと思います。その対応方法として、実務的には、遺言執行者の選任申立てを行い、その遺言執行者を義務者として遺贈登記を申請することが通例です。

④ 相続人への遺贈登記の単独申請（改正令和5年4月1日）

法改正により令和5年4月1日以降は、相続人への遺贈登記に限り、共同申請ではなく権利者からの単独申請が認められるようになりました。これは、相続開始が令和5年4月1日以前であっても適用されます。

ただし、相続人以外への遺贈登記は従来通り共同申請の方法によりますので、実際にこの法改正が役立つ場面は限定的なものになると考えます。

おそらく自筆証書遺言で、遺言者が予期せず「長男〇〇へ甲不動産をあげる。」とか「長女△△に乙不動産を与える。」といった内容で遺言書を作ってしまったがために遺贈登記になってしまった場合に限られるのではないのでしょうか。

【不動産登記法第63条3項】

遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）による所有権の移転の登記は、第60条の規定にかかわらず、登記権利者が単独で申請することができる。